▲ I P通信網サービス契約約款

実施 2020年4月1日

目次		
第1章		
	第1条	約款の適用・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		約款の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第3条	用語の定義・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第2章		信網サービスの種類等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		I P通信網サービスの種類等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		I P通信網サービスの品目等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第3章		信網サービスの提供区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		I P通信網サービスの提供区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第4章		
		契約の種別・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		契約の単位・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		契約者回線の終端・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第10条	I P通信網サービス区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第11条	収容IP通信網サービス取扱所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第 12 条	契約申込の方法等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第13条	契約申込の承諾・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第14条	契約者回線等番号・・・・・・・・7
	第 15 条	品目等の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第16条	契約者回線の移転・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第17条	契約者回線の異経路・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第18条	I P 通信網サービスの利用の一時中断・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第19条	I P 通信網サービス利用権の譲渡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第 20 条	I P 通信網契約者が行う I P 通信網契約の解除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第21条	
	第 21 条 0	フ2
		及社会的勢力の排除・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	第23条	端末設備の提供・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
笠 こき	第24条	互接続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
₩ 0 ₽		回線相互接続・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第6章		止等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
N) O -		和用中止······10
		利用停止・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・10
		サービスの廃止・・・・・・・・・・・11
第7章		
710		発信者番号通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
		通信利用の制限等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
第8章	計 料金等	
		及び工事に関する費用・・・・・・・12
		料金及び工事に関する費用・・・・・・・12
第分		等の支払義務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

	第:	32条	利用料金の支払義務・・・・・・・12
	第:	33条	手続きに関する料金の支払義務・・・・・・14
	第:	34条	工事費の支払義務・・・・・・・14
	第:	35条	線路設置費の支払義務・・・・・・・15
第3	節	料金	の計算等・・・・・・・・・・・・・15
	第:	36条	料金の計算等・・・・・・・15
第4	l 節	割増	金及び延滞利息・・・・・・・15
	第:	37条	割増金・・・・・・・・15
	第:	38条	延滞利息・・・・・・・15
第5	節節	債権の	の譲渡・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16
	第:	39条	債権の譲渡・・・・・・・・・・・・・・・・16
第9章	重 化	呆守・・・	16
	第	40条	I P通信網契約者等の維持責任・・・・・・・16
	第	41条	I P通信網契約者等の切分責任・・・・・・16
	>14	42条	修理又は復旧の順位・・・・・・・16
第10	章	損害賠	告償·······17
	第	43条	責任の制限・・・・・・・17
	- 1.	44条	免責18
第11	章	雑則・	18
	第	45 条	承諾の限界・・・・・・18
	第一	46条	利用に係る I P通信網契約者等の義務・・・・・・18
	第	47条	I P電話網契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等・・・・・・18
	第	48条	I P通信網契約者等の氏名の通知等・・・・・・19
	第一	49条	卸事業者等、協定事業者等からの通知・・・・・・19
	第:	50条	協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行・・・・・・・19
	第:	51条	協定事業者による I P通信網サービスに関する料金等の回収代行・・・・・・20
	第:	52条	法令に規定する事項・・・・・・20
別記			
	1		f信網サービスの提供区域等・・・・・・20
	2	IP通	f信網契約者の地位の承継・・・・・・20
	3		f信網契約者の氏名等の変更の届出······21
	4	IP通	f信網契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等・・・・・・・・・・21
	5		ご請求した料金等の額が支払いを要する料金等の
			りも過小であった場合の取扱い・・・・・・21
	6	新聞社	上等の基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・21
料金表			
	通	.則••••	22
	第	1表	料金 (附帯サービスの料金を除きます。) ・・・・・・24
		第1	基本利用料・・・・・・24
		第2	端末設備利用料・・・・・・28
		第3	(W) に関する付加機能利用料・・・・・・29
		第4	手続きに関する料金・・・・・30
	第	2表	工事費・・・・・・・31
		3表	請求書等の発行に関する料金・・・・・・36
	第	4表	線路設置費・・・・・・・・・・・・37

第1章 総則

(約款の適用)

第1条 当社は、この I P通信網サービス契約約款(電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)第20条第1項の規定に基づき定めるものを含みます。以下「約款」といいます。)を定め、これにより I P通信網サービス(当社がこの約款以外の契約約款を定め、それにより提供するものを除きます。)を提供します。

ただし、別段の合意 (事業法第 20 条第 5 項の規定に基づくものを含みます。) がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

(約款の変更)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。

(用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

	は、外の用品はてもいてもの外の息外(使用しより。
用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2 電気通信サー	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気
ビス	通信設備を他人の通信の用に供すること。
3 I P通信網	主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネッ
	トプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設
	備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこ
	れと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備をい
	います。以下同じとします。)
4 卸事業者	特定FTTH事業者の卸電気通信サービスを当社に対して再提供
	する電気通信事業者
4の2 卸事業者	卸事業者又は卸事業者が指定する第三者
等	
4の3 特定FT	東日本電信電話株式会社又は西日本電信電話株式会社
TH事業者	
4の4 特定FT	特定FTTH事業者及び卸事業者
TH事業者等	
4の5 特定約款	特定FTTH事業者等のIP通信網サービス契約約款
5 IP通信網サ	I P通信網を使用して行う電気通信サービス
ービス	
6 契約約款等	契約約款又は電気通信事業者(事業法第9条の登録を受けた者又
	は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとし
	ます。) が電気通信役務の提供の相手方と契約約款によらず締結す
	る契約
7 IP通信網サ	(1) I P通信網サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2)
ービス取扱所	当社の委託により I P通信網サービスに関する契約事務を行う者
	の事業所

8 所属 I P 通信 その I P 通信網サービスの契約事務を行う I P 通信網	
	圏サービス取
網サービス取扱所 扱所(当社の事業所及び当社が指定する事業所に限り)ます。)
9 取扱所交換設 特定FTTH事業者の事業所に設置される交換設備	
備	
10 I P通信網契	
当社から I P通信網サービスの提供を受けるための動	契約
11 I P 通信網契 当社と I P 通信網契約を締結している者	
約者	
12 契約者回線 I P通信網契約に基づいて取扱所交換設備と契約のF	自込者が指定
する場所との間に設置される電気通信回線	
9 公物別との間に成直される电水地信凹跡	
13 契約者回線等 (1) 契約者回線	
(2) 特定FTTH事業者が必要により設置又は設定	とする電気通
信設備	
14 相互接続協定 特定FTTH事業者が特定FTTH事業者以外の電気	京通信重業老
(当社を除きます。)との間で電気通信設備の接続に関いている。	
協定(事業法第33条第9項若しくは第10項又は第33	3条第4項の
規定に基づくものを含みます。)	
14 の 2 相互接続 相互接続協定に基づく接続に係る電気通信設備の接続	売点
点	
	- t t - t
15 協定事業者 特定FTTH事業者と相互接続協定を締結している?	電気通信事業
者	
16 収容 I P 通信 特定 F T T H 事業者によりその契約者回線の収容され	1る取扱所交
網サービス取扱所 換設備が設置されている I P通信網サービス取扱所	0.0.0000190
17 回線終端装置 契約者回線の終端の場所に当社又は特定FTTH事業	業者が設置す
る装置(端末設備を除きます。)	
18 端末設備 電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備	であって、1
の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の	• • •
に準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であ	るもの
19 自営端末設備 I P通信網契約者が設置する端末設備	
20 自営電気通信 電気通信回線設備を設置する電気通信事業者以外の	当が設置する
設備 電気通信設備であって、端末設備以外のもの	
21 消費税相当額 消費税法 (昭和 63 年法律第 108 号) 及び同法に関する	る法令の規定
に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和	25 年法律
第号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税され	いる地方消費
税の額	
	リア胆・ナッキュ
22 事業者変更 (1) 特定FTTH事業者と光コラボレーションモデノ	
約を締結している他の電気通信事業者が提供する光さ	コラボレーシ
ョンサービス(以下「他の事業者の光コラボレーショ	ンサービス」
といいます。) から、当社が提供する光コラボレーショ	ョンサービス
に移行すること	
	・仲の東光本
(2) 当社が提供する光コラボレーションサービスかり	
の光コラボレーションサービス、若しくは特定FT	IH事業者が
IP契約約款により利用者に提供するIP通信網サー	ービスに移行

	すること。
23 転用	特定FTTH事業者のIP通信網サービスから当社のIP通信網サービスに移行すること。

第2章 IP通信網サービスの種類等

(IP通信網サービスの種類等)

- 第4条 IP通信網サービスは、特定FTTH事業者等のサービス卸を利用して提供します。
- 2 I P通信網サービスは、特定FTTH事業者等の事由等によりサービスの内容が予告なく 変更されることがあります。
- 3 I P通信網サービスには、次の種類があります。

種 類	内	容
契約者回線型サービス	契約者回線を設置又は設定して	提供する I P通信網サービス

(IP通信網サービスの品目等)

第5条 I P 通信網サービスには、料金表に規定する品目及び通信又は保守の態様による細目 (以下「細目」といいます。) 等があります。

第3章 IP通信網サービスの提供区域

(IP通信網サービスの提供区域)

第6条 当社のIP通信網サービスは、別記1に定める提供区域において提供します。

第4章 契約

(契約の種別)

第7条 I P通信網サービスに係る契約の種別は、I P通信網契約のみとします。ただし、料金表に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(契約の単位)

- 第8条 当社は、契約者回線等1回線ごとに1のIP通信網契約を締結します。
- 2 I P通信網契約者は、それぞれ1のIP通信網契約につき1人に限ります。

(契約者回線の終端)

- 第9条 当社は、I P通信網契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、特定FTT H事業者の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に保安器、配線盤 又は回線終端装置等を設置し、これを契約者回線の終端とします。
- 2 当社は、前項の地点(その地点が当社のIP通信網サービス取扱所内となる場合を除きます。)を定めるときは、IP通信網契約者と協議します。

(IP通信網サービス区域)

第 10 条 当社は、特定FTTH事業者等が定める I P通信網サービス区域に従うものとします。

(収容 I P通信網サービス取扱所)

第11条 契約者回線等は、それぞれ次のIP通信網サービス取扱所の取扱所交換設備に収容します。

ただし、料金表第1表(料金)に別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

区別	収容IP通信網サービス取扱所
1 契約者回線等の終端のあ	そのIP通信網サービス区域内のIP通信網サー
る場所がIP通信網サービ	ビス取扱所であって、当社又は特定FTTH事業
ス区域内となるもの	者等が指定するもの

2 契約者回線等の終端のあ ス区域外となるもの

その契約者回線等の終端のある場所の近隣のIP る場所がIP通信網サービー通信網サービス取扱所であって、当社又は特定F TTH事業者等が指定するもの

- 2 当社又は特定FTTH事業者等は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるとき は、収容IP通信網サービス取扱所を変更することがあります。
- (注) 当社又は特定FTTH事業者等は、本条の規定によるほか、第42条(修理又は復旧の 順位)の規定による場合は、収容IP通信網サービス取扱所を変更することがあります。

(契約申込の方法等)

- 第12条 IP通信網契約の申込みをするときは、当社所定の事項について記載した当社所定 の契約申込書を契約事務を行うIP通信網サービス取扱所に提出していただきます。
 - (1) IP通信網サービスの品目又は細目
 - (2) 契約者回線型サービスについては、契約者回線の終端の場所等
 - (3) その他申込みの内容を特定するための事項

(契約申込の承諾)

- 第13条 当社は、ІР通信網契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾し ます。
- 2 当社は、料金表に規定する Den-2. 光ファミリーに係る I P 通信網契約の申込みについて は、その契約者回線の終端の場所が当社が別に定める区域内となる場合に限り、承諾します。
- 3 当社は、前2項の規定にかかわらず、次の場合又は当社が不適切と認める場合には、その 申込みを承諾しないことがあります。
 - (1) IP通信網サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
 - (2) IP通信網契約の申込みをした者がIP通信網サービスの料金又は工事に関する費用 の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (3) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(契約者回線等番号)

- **第14条** 契約者回線等番号は、当社又は特定FTTH事業者等が別に定めるところにより1 の契約者回線等ごとに当社又は特定FTTH事業者等が定めます。
- 2 当社又は特定FTTH事業者等は、技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるとき は、契約者回線等番号を変更することがあります。
- 3 当社は、特定FTTH事業者等から契約者回線等番号の変更について通知を受けた場合に は、IP通信網契約者にその内容を通知します。
- (注1) 当社又は特定FTTH事業者等は、本条の規定によるほか、第42条(修理又は復旧 の順位)の規定による場合は、契約者回線等番号を変更することがあります。
- (注2) I P通信網契約者は、契約者回線等番号及び当社又は特定FTTH事業者等が別に定 める認証方式により、契約内容の変更、情報量の確認その他の請求等を行うことができま す。この場合において、当社は、その請求等はIP通信網契約者が行ったものとみなし、 そのことに伴い発生する損害については、責任を負いません。

(品目等の変更)

- 第15条 【 P 通信網契約者は、当社が別に定めるところにより 【 P 通信網サービスの品目の 変更の請求をすることができます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第13条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱 います。

(契約者回線の移転)

- **第16条** I P通信網契約者は、契約者回線型サービスについて、契約者回線の移転を請求することができます。
- 2 当社は、前項の請求があったときは、第13条(契約申込の承諾)の規定に準じて取り扱います。

(契約者回線の異経路)

第17条 当社は、契約者回線型サービスについて、当社又は特定FTTH事業者等の業務の遂行上支障がない場合において、IP通信網契約者の請求に基づき、その契約者回線を通常の経路以外の当社又は特定FTTH事業者等が指定する経路(以下「異経路」といいます。)により設置します。この場合において、当社又は特定FTTH事業者等は、その契約者回線を第11条(収容IP通信網サービス取扱所)第1項に規定するIP通信網サービス取扱所以外の当社又は特定FTTH事業者等が指定するIP通信網サービス取扱所の取扱所交換設備に収容することがあります。

(IP通信網サービスの利用の一時中断)

第 18 条 当社は、I P通信網契約者から請求があったときは、当社が別に定めるところにより I P通信網サービスの利用の一時中断 (I P通信網サービスに係る電気通信設備を他に転用することなく、一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。) を行います。

(IP通信網サービス利用権の譲渡)

- **第19条** I P通信網サービス利用権の譲渡は、当社及び特定FTTH事業者等の承認を受けなければ、その効力を生じません。
- 2 I P通信網サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社 所定の書面により所属 I P通信網サービス取扱所に請求していただきます。

ただし、譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

3 I P通信網サービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、I P通信網契約者の有していた I P通信網サービスに係る一切の権利及び義務(第39条(債権の譲渡)の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡された債権に係る債務を支払う義務を含みます。以下この条において同じとします。)を承継します。

(IP通信網契約者が行うIP通信網契約の解除)

第20条 I P通信網契約者は、I P通信網契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめ所属 I P通信網サービス取扱所に書面により通知するものとします。

(当社が行う I P通信網契約の解除等)

- 第21条 当社は、次の場合には、そのIP通信網契約を解除することがあります。
 - (1) 第27条 (利用停止) の規定により I P通信網サービスの利用を停止された I P通信網 契約者が、なおその事実を解消しないとき。
 - (2) 当社又は特定FTTH事業者等が別に定める契約者回線等について、他の電気通信回線設備に空きがない場合等の理由により回線収容替え(契約者回線等に係る伝送路設備を当社又は特定FTTH事業者等が指定する他の伝送路設備に変更することをいいます。以下同じとします。)を行うことができないとき。
 - (3) I P通信網契約その他当社との契約にあたって事実に反する記載ないし申し出を行ったことが判明したとき。
 - (4) 別記2又は3の規定に違反したとき又はその規定により届け出た内容について事実に

反することが判明したとき。

- (5) I P通信網サービスに係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(料金その他の債務に係る債権について、第39条(債権の譲渡)の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。)
- 2 当社は、IP通信網契約者が第27条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、前項の規定にかかわらず、IP通信網サービスの利用停止をしないでそれぞれそのIP通信網契約を解除することがあります。
- 3 前2項に規定するほか、IP通信網契約者に提供したIP通信網サービスについて、検察官、司法警察職員等の捜査官憲により犯罪に利用されたものとして解除等の措置要請を受け、かつ、当社が当該犯罪の抑止に必要と判断した場合、当社は、そのIP通信網契約を解除することがあります。また、当社がIP通信網契約を提供するために必要な当社と卸事業者との間の契約が終了したとき、その他理由のいかんを問わず、卸事業者から、特定約款に基づくサービスの提供を受けられなくなったときは、IP通信網契約は、何らの手続を要することなく、当然に終了するものとします。この場合、当社は、契約者に対して、当該終了の事実を事後的に通知するものとします。

(契約終了時の取扱い)

第21条の2 I P通信網契約者は、事由の如何を問わず当社及び卸事業者との間の契約が終了し又は当社が I P通信網サービスを廃止しようとする場合には、当社又は卸事業者等が I P通信網契約者に対し、卸事業者等が提供する I P通信網サービスに係る契約の申込みを勧誘等することがあることを、予め了承します。

(反社会的勢力の排除)

- **第22条** I P通信網契約者は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来 にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを確約します。
- (1) 自ら又は自らの役員(取締役、執行役又は監査役)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号)、暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号)、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、若しくはこれらに準ずる者、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(以下、これらを個別に又は総称して「暴力団員等」という。)であること
- (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること
- (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し、又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること
- (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなど の関与をしていると認められること
- (5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること
- 2 当社は、IP通信網契約者が次の各号の一に該当するときは、何らの通知、催告を要せず 即時に本契約を解除することができるものとします。
 - (1) 第1項に違反したとき
 - (2) 自ら又は第三者をして次に掲げる行為をしたとき
 - ①当社に対する暴力的な要求行為
 - ②当社に対する法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③当社に対する脅迫的言辞又は暴力的行為
 - ④風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、当社の信用を毀損し、又は当社の業

務を妨害する行為

⑤その他前各号に準ずる行為

3 当社は、前項の規定により本契約を解除した場合、IP通信網契約者に損害が生じても、 これを賠償する責を負わないものとします。

(その他の提供条件)

第23条 I P通信網契約に関するその他の提供条件については、別記2及び3に定めるところによります。

(端末設備の提供)

第24条 当社は、IP通信網契約者から請求があったときは、料金表第1表(料金)に定めるところにより端末設備を提供します。

第5章 回線相互接続

(回線相互接続)

- 第25条 I P通信網契約者は、その契約者回線等の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、契約者回線等と特定FTTH事業者又は特定FTTH事業者以外の電気通信回線設備を設置する電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を所属 I P通信網サービス取扱所に提出していただきます。
- 2 当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する 特定FTTH事業者又は特定FTTH事業者以外の電気通信回線設備を設置する電気通信 事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この 場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を 保証しません。
- 3 I P通信網契約者は、その接続について、第1項の規定により所属 I P通信網サービス取扱所に提出した書面に記載した事項について変更しようとするときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合、当社は、前項の規定に準じて取り扱います
- 4 I P通信網契約者は、その接続を廃止しようとするときは、そのことをあらかじめ書面により所属 I P通信網サービス取扱所に通知していただきます。

第6章 利用中止等

(利用中止)

- 第26条 当社は、次の場合には、IP通信網サービスの利用を中止することがあります。
 - (1) 当社又は特定FTTH事業者等の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき (相互接続協定に基づき協定事業者から請求があったものを含みます。)。
 - (2) 第30条 (通信利用の制限等) の規定により、I P通信網サービスの利用を中止するとき。
 - (3) 当社又は特定FTTH事業者等が別に定める契約者回線等について回線収容替え工事を行うとき。
- 2 当社は、特定FTTH事業者等から前項の規定によるIP通信網サービスの利用の中止について通知を受けた場合には、IP通信網契約者に当社が別に定める方法によりその旨をお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合又は相互接続協定に基づく協定事業者からの請求によるものである場合は、この限りでありません。

(利用停止)

- **第27条** 当社は、IP通信網契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が 定める期間(IP通信網サービスの料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他 の債務が支払われるまでの間)、そのIP通信網サービスの利用を停止することがあります。
 - (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(料金その他の債務に係る債権について、第39条(債権の譲渡)の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。)。
 - (2) I P通信網契約者が当社と締結している又は締結していた他の契約に係る料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(料金その他の債務に係る債権について、第39条(債権の譲渡)の規定により同条に規定する請求事業者に譲渡することとなった場合は、その請求事業者に支払わないときとします。)。
 - (3) 第46条(利用に係るIP通信網契約者等の義務)の規定に違反したとき。
 - (4) 契約者回線等に、自営端末設備、自営電気通信設備、当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を当社の承諾を得ずに接続したとき。
 - (5) 契約者回線等に接続されている自営端末設備若しくは自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合に当社が行う検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)(以下「技術基準」といいます。)及び端末設備等の接続の条件(以下「技術的条件」といいます。)に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を契約者回線等から取りはずさなかったとき。
 - (6) 前5号のほか、この約款の規定に反する行為であってIP通信網サービスに関する当 社又は特定FTTH事業者等の業務の遂行又は当社又は特定FTTH事業者等の電気通 信設備等に著しい支障を及ぼし又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定により I P通信網サービスの利用停止をするときは、あらかじめその 理由、利用停止をする日及び期間を I P通信網契約者に通知します。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

(サービスの廃止)

- **第28条** 当社は、当社又は特定FTTH事業者等の事情等により、IP通信網サービスの全部又は一部を廃止することがあります。
- 2 当社は、当社の事情等により I P通信網サービスを廃止するときは、あらかじめ相当な期間をおいて、その旨を I P通信網契約者に通知します。
- 3 第1項の場合において、当社はIP通信網サービスの廃止に関し、IP通信網契約者に対して一切の責任を負わないものとします。

第7章 通信

(発信者番号通知)

- 第29条 契約者回線等からの通信については、当社又は特定FTTH事業者等が別に定めるところにより発信者番号通知(契約者回線等に係る契約者回線等番号を通信の相手先の契約者回線等又は相互接続点へ通知することをいいます。以下同じとします。)を行います。ただし、IP通信網契約者がその取扱いを拒むときは、この限りでありません。
- 2 前項の場合において、当社は、契約者回線等番号を通信の相手先の契約者回線等又は相互 接続点へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害については、この約款中の責任の 制限の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。
- (注1) I P通信網契約者は、本条第1項の規定等により通知を受けた契約者回線等番号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人

情報の保護に関するガイドライン」を尊重してください。

(注2) 料金表に規定する Den-2.光のもの(帯域確保機能を利用した通信に限ります。) については、その契約者回線を利用回線とする音声利用 I P 通信網サービスに係る契約者回線番号と同一の番号を契約者回線等番号として利用した発信者番号通知を行います。

(通信利用の制限等)

第30条 当社は、I P通信網サービスの全部を提供することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次に掲げる機関に設置されている契約者回線等(当社又は特定FTTH事業者等がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる通信の利用を中止する措置をとることがあります。

機	闡	H
V-AC	 \	- 2

気象機関

水防機関

消防機関

災害救助機関

警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。)

防衛機関

輸送の確保に直接関係がある機関

通信の確保に直接関係がある機関

電力の供給の確保に直接関係がある機関

ガスの供給の確保に直接関係がある機関

水道の供給の確保に直接関係がある機関

選挙管理機関別記6の基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関

預貯金業務を行う金融機関

国又は地方公共団体の機関

2 通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。

(情報量の測定等)

第30条の2 情報量の測定等については、料金表第1表(料金)に定めるところによります。

第8章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

- 第31条 当社が提供する I P通信網サービスの料金は、利用料金及び手続きに関する料金とし、料金表第1表(料金)に定めるところによります。
- 2 当社が提供する I P通信網サービスの工事に関する費用は、工事費及び線路設置費とし、 料金表第2表(工事費)に定めるところによります。
- (注)本条第1項に規定する利用料金は、当社が提供するIP通信網サービスの態様に応じて、利用料、回線利用料、屋内配線利用料、機器利用料及び請求書等の発行に関する料金を合算したものとします。

第2節 料金等の支払義務

(利用料金の支払義務)

- 第32条 I P通信網契約者は、その契約に基づいて、当社が I P通信網サービスの提供を開始した日から起算して、I P通信網契約の解除があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止のあった日が同一の日である場合は、1日間とします。) について、料金表第1表(料金) に規定する利用料金(第4項に規定するものを除きます。以下、第3項まで同じとします。) の支払いを要します。
- 2 前項の期間において、利用の一時中断等により I P 通信網サービスを利用することができない状態が生じたときの利用料金の支払いは、次によります。
 - (1) 利用の一時中断をしたときは、I P通信網契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
 - (2) 利用停止があったときは、IP通信網契約者は、その期間中の利用料金の支払いを要します。
 - (3) I P通信網契約者は、次の事由等により、相互に接続する協定事業者の電気通信設備を利用することができなくなった場合であっても、その I P通信網契約に係る利用料金の支払いを要します。
 - (ア) 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止、相互接続協定の解除又は相互接続協 定に係る電気通信事業者の電気通信事業の休止
 - (イ) 相互に接続する協定事業者の電気通信設備の利用の一時中断、利用停止又は契約 の解除その他その電気通信設備を利用する契約を締結する者に帰する事由
 - (4) 前3号の規定によるほか、IP通信網契約者は、次の場合を除き、IP通信網サービスを利用できなかった期間中の利用料金の支払いを要します。

区 支払いを要しない料金 別 1 IP通信網契約者の責によらない理 そのことを当社及び特定FTTH事業 由により、そのIP通信網サービスを全 者等が知った時刻以後の利用できなか く利用できない状態(その契約に係る電 った時間(24時間の倍数である部分に限 気通信設備によるすべての通信に著しい ります。) について、24時間ごとに日数 支障が生じ、全く利用できない状態と同 を計算し、その日数に対応するそのIP 程度の状態となる場合を含みます。以下 通信網サービスについての料金 この表において同じとします。)が生じた 場合(2欄に該当する場合又は3欄に該 当する場合を除きます。) にそのことを当 社及び特定FTTH事業者等が知った時 刻から起算して、24 時間以上その状態が 連続したとき。 2 当社又は特定FTTH事業者等の故 そのことを当社及び特定FTTH事業 意又は重大な過失によりそのIP通信 者等が知った時刻以後の利用できなか 網サービスを全く利用できない状態が った時間について、その時間に対応する 生じたとき。 そのIP通信網サービスについての料 3 移転に伴って、IP通信網サービス 利用できなくなった日から起算し、再 を利用できなくなった期間が生じたと び利用できる状態とした日の前日まで き。(IP通信網契約者の都合により、 の日数に対応するそのIP通信網サー IP通信網サービスを利用しなかった ビスについての料金 場合であって、その設備を保留したと きを除きます。)

3 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときはその料金を返還

します。

4 前3項に定めるほか、当社が別に定めるIP通信網契約者は、そのIP通信網サービスの一部(契約者回線等とその契約者回線等の終端がある都道府県の区域以外の都道府県の区域にある相互接続点との間の通信に係る部分であって都道府県の区域をまたがる部分に限ります。以下この条において同じとします。)について、相互接続協定に基づき協定事業者(当社が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。)の契約約款等に定めるところにより、料金の支払いを要します。

(手続きに関する料金の支払義務)

第33条 I P通信網契約者は、I P通信網サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する 請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第3類(手続きに関する料金)に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。

ただし、そのIP通信網サービスに係る工事の着手前にその契約の解除があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

(工事費等の支払義務)

第34条 I P通信網契約者は、契約申込又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事費)に規定する工事費の支払いを要します。

ただし、工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、IP通信網契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。
- 3 特定約款に規定する I P通信網サービスの転用により、新たに当社と I P通信網契約を締結することになる I P通信網契約者 (以下「転用契約者」といいます。) は、転用前の契約者 回線の設置又は移転に係る工事に関する費用についての分割支払金の残余の期間の債務 (以下「工事費残債」といいます。) がある場合には、卸事業者が工事費残債を引き受けることを 異議なく承諾するものとし、以後、当社に対して、当社が定める方法により、当社が卸事業 者に支払済の工事費残債相当額 (以下「引受後工事費残債」といいます。) を支払うものとします。
- 4 転用契約者は、前項に規定するほか、特定約款に規定するIP通信網サービスからの転用により、卸事業者と特定FTTH事業者との間の契約に基づき卸事業者が負担することになる債務(転用前の契約者回線の設置に係る工事に関する費用の割引に関し、約定契約期間経過前に解約されたことに伴い発生する違約金その他の債務及び当該転用に伴う品目又は細目の変更に係る工事費の支払債務等を含みます。)と同額の債務(以下「解約違約金等債務」といいます。)を、卸事業者が定める方法により弁済することを異議なく承諾するものとし、以後、当社に対して、当社が定める方法により、当社が卸事業者に支払済の解約違約金等債務相当額を支払うものとします。
- 5 前2項の適用を受けるIP通信網契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、前2項に規定する債務について期限の利益を失い、当社又は当社が指定する者に対して、直ちに未払いの当該債務の全額を弁済するものとします。
 - (1) IP通信網契約が解除されたとき
 - (2) IP通信網契約者が次のいずれかに該当したとき
 - ① 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。
 - ② 差押、仮差押、仮処分の申立て又は滞納処分を受けたとき。

- ③ 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の破産処理手続きの申立てがあったとき。
- 6 当社が提供する I P通信網サービスから事業者変更する I P通信網契約者は、事業者変更前の契約者回線の設置又は移転に係る工事に関する費用についての分割支払金の残余の期間の債務がある場合には、当社が定める期日までに当該債務相当額を一括して支払うものとします。

(線路設置費の支払義務)

第35条 I P通信網契約者は、次の場合には、料金表第4表 (線路設置費) に規定する線路 設置費の支払いを要します。

ただし、契約者回線の設置等の工事の着手前にその契約の解除又はその工事の請求の取消 し(以下この条において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りでありません。 この場合、既にその線路設置費が支払われているときは、当社は、その線路設置費を返還しま す。

- (1) (2)以外の場合
 - ア 契約者回線の終端が I P通信網サービス区域外(契約者回線がその収容 I P通信網サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合には、その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域外とします。以下この条において同じとします。)となる契約申込をし、その承諾を受けたとき。
 - イ 契約者回線の終端が I P通信網サービス区域外となる契約者回線について、 I P通信網サービスの品目の変更の請求をし、その承諾を受けたとき。
 - ウ 移転後の契約者回線の終端が I P通信網サービス区域外となる契約者回線の移転 (移転後の契約者回線の終端が移転前の契約者回線の終端と同一の構内 (これに準ず る区域内を含みます。)端末設備の設置範囲内となるものを除きます。)の請求をし、そ の承諾を受けたとき。
- (2) 契約者回線が異経路となる場合

契約者回線を異経路とすることの請求をし、その承諾を受けたとき。

2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、IP通信網契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事(契約者回線が異経路となる場合以外の場合にあっては、IP通信網サービス区域外における契約者回線の新設の工事に限ります。)の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、その費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節 料金の計算等

(料金の計算等)

- 第36条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払方法は、料金表通則に定めるところによります。
- (注) 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱いについては、別記5に定めるところによります。

第4節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第37条 I P通信網契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額(料金表の規定により消費税相当額を加算しないこととされている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額)を割増金として支払っていただきます。

(延滯利息)

第38条 I P通信網契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から起算して支払いの日の前日までの期間について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に当該支払期日に係る債務全額の支払いがあった場合は、この限りでありません。

(注) 第39条(債権の譲渡)の規定に規定する当社が別に定める場合に該当する場合については、本条に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。

第5節 債権の譲渡

(債権の譲渡)

第39条 I P通信網契約者は、この約款の規定により支払いを要することとなった料金債務、引受後工事費残債その他の債務に係る債権を、当社又は特定FTTH事業者等が別に指定する事業者(以下「請求事業者」といいます。)に対し、譲渡(請求事業者への再譲渡を含むものとし、以後同様とします。)することをあらかじめ異議なく承認するものとします。この場合において、当社、特定FTTH事業者等及び請求事業者は、IP通信網契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第9章 保守

(IP通信網契約者等の維持責任)

第40条 I P通信網契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を技術基準及び技術的条件に適合するよう維持していただきます。

(IP通信網契約者等の切分責任)

- 第41条 I P通信網契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線等に接続されている場合であって、特定FTTH事業者の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。
- 2 前項の確認に際して、IP通信網契約者から要請があったときは、当社又は特定FTTH 事業者等は、IP通信網サービス取扱所その他必要な場所において試験を行い、その結果を IP通信網契約者にお知らせします。
- 3 当社又は特定FTTH事業者等は、前項の試験により特定FTTH事業者が設置した電気 通信設備に故障がないと判定した場合において、IP通信網契約者の請求により当社又は特 定FTTH事業者等の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設 備にあったときは、IP通信網契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合の負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。
- 4 当社又は特定FTTH事業者等は、電気通信設備の保守上若しくは工事上やむを得ない場合又はIP通信網サービスの提供上必要がある場合、IP通信網サービス契約者の承諾を得た上で、当該IP通信網サービス契約者の自宅又は事業所その他同等の場所に作業員を派遣し、作業を行う場合があります。

(修理又は復旧の順位)

第42条 当社は、特定FTTH事業者の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第30条(通信利用の制限等)の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設

備を修理し、又は復旧するものとします。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により特定FTTP事業者がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

に取りより。				
順位	修理又は復旧する電気通信設備			
1	気象機関との契約に係るもの 水防機関との契約に係るもの 消防機関との契約に係るもの 災害救助機関との契約に係るもの 警察機関との契約に係るもの 防衛機関との契約に係るもの 輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの			
2	ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの 選挙管理機関との契約に係るもの 別記6に定める基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関と の契約に係るもの 預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの 国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの(第1順位となるもの を除きます。)			
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの			

(注) 当社又は特定FTTH事業者等は、特定FTTH事業者の設置した電気通信設備を修理 又は復旧するときは、故障又は滅失した契約者回線について、暫定的に収容 I P通信網サ ービス取扱所又はその経路を変更することがあります。

第10章 損害賠償

(責任の制限)

- 第43条 当社は、IP通信網サービスを提供すべき場合において、当社又は特定FTTH事業者等の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、そのIP通信網サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社及び特定FTTH事業者等が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、そのIP通信網契約者の損害を賠償します。
- 2 前項の場合において、当社は、IP通信網サービスが全く利用できない状態にあることを 当社及び特定FTTH事業者等が知った時刻以後のその状態が連続した時間(24 時間の倍 数である部分に限ります。)について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそ のIP通信網サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠 償します。
 - (1) 料金表に規定する利用料金であって、(2)以外のもの
 - (2) 料金表第1表(料金)に規定する情報量に応じた加算料(IP通信網サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月(1の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)の前6料金月の1日当たりの平均加算料(情報量に応じた

加算料に限ります。この場合において、前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)

(注1) 本条第2項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則 の規定に準じて取り扱います。

(免責)

- 第44条 当社は、IP通信網サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理 又は復旧の工事に当たって、IP通信網契約者に関する土地、建物その他の工作物等に損害 を与えた場合に、それがやむを得ない理由によるものであるときは、その損害を賠償しませ ん。
- 2 当社は、この約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下この条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については、負担せず、その他何ら責任を負わないものとします。
- 3 当社は、当社又は特定FTTH事業者等の都合により、IP通信網サービスについて、契約者回線に接続される端末設備のコンピュータウイルスを検出若しくは駆除する機能及び第三者による不正アクセスを防止する機能等を有するセキュリティファイル(以下「セキュリティファイル」といいます。)の供給を停止又は中止することがあります。この場合において、当社は、セキュリティファイルを供給しないことに伴い、IP通信網契約者(転用・事業者変更前については、申込者)に発生する損害については、何ら責任を負わないものとします。
- 4 当社は、IP通信網サービスについてセキュリティファイルを提供する場合であっても、 セキュリティファイルの提供に関してIP通信網契約者(転用・事業者変更前については、 申込者)に生じた損害について、何ら責任を負わないものとします。

第11章 雑則

(承諾の限界)

第 45 条 当社は、I P通信網契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社又は特定FTTH事業者等の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合において、当社は、特定FTTH事業者等からその理由の通知を受けたときは、当該理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

(利用に係る I P通信網契約者等の義務)

- 第46条 I P通信網契約者は、次のことを守っていただきます。
 - (1) 特定FTTH事業者が設置した電気通信設備を移動し、取りはずし、変更し、分解し、 若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。

ただし、天災、事変その他の非常事態に際して保護する必要があるとき、自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるとき又は当社が認めるときは、この限りでありません。

- (2) 通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 当社又は特定FTTH事業者等が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、特定FTTH事業者が設置した電気通信設備に他の機械、付加物品等を取り付けないこと。
- (4) 特定FTTH事業者が設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管すること。
- 2 I P通信網契約者は、前項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又はき損したときは、 当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を当社に支払ってい ただきます。

(IP通信網契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等)

第47条 I P通信網契約者からの契約者回線等及び端末設備の設置場所の提供等については、 別記4に定めるところによります。

(IP通信網契約者等の氏名の通知等)

- 第48条 I P通信網契約者は、卸事業者等、特定FTTH事業者又は協定事業者(そのI P 通信網契約者が I P通信網サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。)から請求があった場合、当社が別に定める携帯・自動車電話事業者(当社又は IP 通信網契約者が契約を締結している者に限ります。)から請求があった場合、又は事業者変更の変更先事業者から請求があった場合は、当社がその I P通信網契約者の氏名、住所その他必要な情報を、その卸事業者等、特定FTTH事業者、協定事業者、携帯・自動車電話事業者又は変更先事業者に通知する場合があることについて、あらかじめ異議なく同意するものとします。 I P通信網契約者は、当社が住所等その I P通信網契約者に関する情報を、当社の委託により I P通信網サービスに関する業務を行う者に通知する場合があることについて、あらかじめ異議なく同意するものとします。
- 2 I P通信網契約者は、当社が第39条(債権の譲渡)の規定に基づき請求事業者に債権を譲渡する場合において、当社がそのI P通信網契約者の氏名、住所及び契約者回線等番号等、料金の請求に必要となる情報並びに金融機関の口座番号、クレジットカードのカード会員番号及び第27条(利用停止)の規定に基づきそのI P通信網サービスの利用を停止している場合はその内容等、料金の回収に必要となる情報を請求事業者に通知する場合があることについて、あらかじめ異議なく同意するものとします。
- 3 I P通信網契約者は、当社が第39条(債権の譲渡)の規定に基づき請求事業者に債権を 譲渡する場合において、請求事業者がそのIP通信網サービスに係る債権に関して料金が支 払われた等の情報を当社に通知する場合があることについて、あらかじめ異議なく同意する ものとします。
- 4 I P通信網契約者は、I P通信網サービスを現実に利用する従業者その他の利用者が存在する場合において、前3項の目的を達するため前3項に規定する情報が必要になる場合には、当該利用者をして、当社が当該情報を卸事業者等、特定FTTH事業者、協定事業者、又は請求事業者に通知することをあらかじめ異議なく承諾させるものとします

(協定事業者等からの通知)

- 第49条 I P通信網契約者は、当社が、料金若しくは工事に関する費用の適用又は I P通信網サービスの提供に当たり必要があるときは、卸事業者等、特定FTTH事業者又は協定事業者からその料金若しくは工事に関する費用を適用する又はその I P通信網サービスを提供するために必要な I P通信網契約者の情報の通知を受けることについて、あらかじめ異議なく承諾するものとします。
- 2 I P通信網契約者は、I P通信網サービスを現実に利用する従業者その他の利用者が存在する場合において、前項の目的を達するため前項に規定する情報が必要になる場合には、当該利用者をして、当社が卸事業者等、特定FTTH事業者又は協定事業者から当該情報の通知を受けることについてあらかじめ異議なく承諾させるものとします。

(協定事業者の電気通信サービスに関する料金等の回収代行)

第50条 当社、卸事業者等又は特定FTTH事業者は、IP通信網契約者から申出があったときは、次の場合に限り、協定事業者(当社又は特定FTTH事業者等が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとします。)の契約約款等の規定により協定事業者がそのIP通信網契約者に請求することとした電気通信サービスの料金又は工事に関する費用について、その協定事業者の代理人として、当社、卸事業者等又は特定FTTH事業

者の請求書により請求し、回収する取扱いを行うことがあります。

- (1) その申出をした I P通信網契約者が当社が請求する料金又は工事に関する費用の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
- (2) その I P通信網契約者の申出について協定事業者が承諾するとき。
- (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。
- 2 前項の規定により、当社、卸事業者等又は特定FTTH事業者が請求した料金又は工事に 関する費用について、そのIP通信網契約者が当社、卸事業者等又は特定FTTH事業者が 定める支払期日を経過してもなお支払わないときは、当社、卸事業者等又は特定FTTH事 業者は、前項に規定する取扱いを廃止します。

(協定事業者による I P通信網サービスに関する料金等の回収代行)

- 第51条 当社は、IP通信網契約者から申出があったときは、次の場合に限り、当社がこの 約款の規定によりそのIP通信網契約者に請求することとした料金又は工事に関する費用 について、当社の代理人として、卸事業者等、特定FTTH事業者又は協定事業者(当社又 は特定FTTH事業者等が別に定める協定事業者に限ります。以下この条において同じとし ます。)が請求し、回収する取扱いを行うことがあります。
 - (1) その申出をした I P通信網契約者が当社が請求する料金、工事に関する費用、引受後工事費残債その他の債務の支払いを現に怠っていないとき、又は怠るおそれがないとき。
 - (2) そのIP通信網契約者の申出について卸事業者等、特定FTTH事業者又は協定事業者が承諾するとき。
 - (3) その他当社の業務の遂行上支障がないとき。
- 2 前項の規定により、卸事業者等、特定FTTH事業者又は協定事業者が請求した料金、工事に関する費用、引受後工事費残債その他の債務について、そのIP通信網契約者が卸事業者等、特定FTTH事業者又は協定事業者が定める支払期日を経過してもなおその卸事業者等、特定FTTH事業者又は協定事業者に支払わないときは、前項に規定する取扱いを廃止します。

(法令に規定する事項)

第52条 I P通信網サービスの提供又は利用に当たり、法令に定めがある事項については、 その定めるところによります。

別記

- 1 IP通信網サービスの提供区域等
 - I P通信網サービスの提供区域は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる都道府県の区域のうち当社が別に定める区域とします。

区分	都道府県の区域
I P通信網サービスが特定FTTH事業者等のうち東日本電信電話株式会社のサービス卸(サービス卸を利用した再卸を含みます。)を利用して提供される場合	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、 群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県及び長野県
I P通信網サービスが特定FTTH事業者等のうち西日本電信電話株式会社のサービス卸(サービス卸を利用した再卸を含みます。)を利用して提供される場合	富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、

宮崎県、鹿児島県及び沖縄県

2 Ι Ρ 通信網契約者の地位の承継

- (1) 相続又は法人の合併若しくは分割により I P通信網契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えて所属 I P 通信網サービス取扱所に届け出ていただきます。
- (2) (1)の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 当社は、(2)の規定による代表者の届出があるまでの間、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

3 Ι Р通信網契約者の氏名等の変更の届出

- (1) I P通信網契約者は、その氏名、名称又は住所若しくは居所に変更があったときは、 そのことを速やかに所属 I P通信網サービス取扱所に届け出なければならないものとします。
- (2) (1)の届出があったときは、当社は、その届出があった事実を証明する書類の提示を求めることがあり、契約者は当該求めに応じて当該証明書類を当社に対して提示しなければならないものとします。

4 I P通信網契約者からの契約者回線等の設置場所の提供等

(1) 契約者回線等の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は建物内において、当社が契約者回線等及び端末設備を設置するために必要な場所は、そのIP通信網契約者から提供していただきます。

ただし、IP通信網契約者から要請があったときは、当社は、その契約者回線等の設置場所を提供することがあります。

- (2) 当社が I P通信網契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、I P通信網契約者から提供していただくことがあります。
- (3) I P通信網契約者は、契約者回線等の終端のある構内 (これに準ずる区域内を含みます。) 又は建物内において、特定FTTH事業者の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。
- 5 当社が請求した料金等の額が支払いを要する料金等の額よりも過小であった場合の取扱い

I P通信網契約者は、当社が請求した料金又は工事に関する費用の額が、第 32 条 (利用料金の支払義務) から第 35 条 (線路設置費の支払義務) までの規定その他この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額よりも過小であった場合には、当社が別に定める場合を除き、この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の額とこの約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の額とこの約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものとされている額との差額を含みます。) の支払いを要します。

6 新聞社等の基準

区 分	基	準
-----	---	---

1	新聞社	次の基準のすべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社
		(1) 政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論
		議することを目的としてあまねく発売されること。
		(2) 発行部数が、1の題号について 8,000 部以上であること。
2	放送事業者	放送法(昭和25年法律第132号)第2条第23号に規定する基幹
		放送事業者及び同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者
3	通信社	新聞社又は放送事業者にニュース (1欄の基準のすべてを備
		えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送するための
		ニュース又は情報(広告を除きます。)をいいます。)を供給
		することを主な目的とする通信社

料金表

通則

(料金の計算方法等)

- 1 当社は、IP通信網契約者がその契約に基づき支払う料金のうち、利用料金は料金月に従って計算します。ただし、当社が必要と認めるときは、料金月によらず随時に計算します。
- 2 当社は、次の場合が生じたときは、利用日数に応じて日割します。
- (1) 料金月の初日以外の日にIP通信網サービスの提供を開始(端末設備についてはその 提供の開始)があったとき。
- (2) 料金月の初日以外の日に契約の解除又は端末設備の廃止等があったとき。
- (3) 料金月の初日にIP通信網サービスの提供を開始(端末設備についてはその提供の開始) し、その日にその契約の解除又は端末設備の廃止があったとき。
- (4) 料金月の初日以外の日にIP通信網サービスの品目の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。
- (5) 第32条(利用料金の支払義務)第2項第4号の表の規定に該当するとき。
- (6) 4の規定に基づく起算日の変更があったとき。
- 注) 当社は、Den-2.光(E) に係るIP通信網サービス(無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置を利用する場合に限ります。)に係る利用料金の計算については、料金表第1表第1(基本利用料)に規定する基本料に料金表第1表第2(端末設備利用料)に係る機器利用料を合算した利用料金をその利用日数に応じて日割します。
- 3 2の規定による利用料金の日割は、暦日数により行います。この場合、第32条第2項第4号の表の1欄に規定する料金の算定に当たっては、その日数計算の単位となる24時間をその開始時刻が属する暦日とみなします。
- 4 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、1に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

- 5 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- 6 I P通信網契約者は、料金及び工事に関する費用について、当社が定める期日までに、当 社が指定する金融機関等において支払っていただきます。
- 7 I P通信網契約者は、料金及び工事に関する費用について支払期日の到来する順序に従って支払っていただきます。

(料金の一括後払い)

- 8 当社は、当社に特別の事情がある場合は、IP通信網契約者の承諾を得て、2月以上の料金を、当社が指定する期日までに、まとめて支払っていただくことがあります。
- (前受金)
- 9 当社は、当社が請求することとなる料金又は工事に関する費用について、IP通信網契約

者が希望される場合には、当社が別に定める条件に従って、あらかじめ前受金を預かることがあります。

(注) 9に規定する当社が別に定める条件は、前受金には利息を付さないことを条件として 預かることとします。

(消費税相当額の加算)

- 10 第32条 (利用料金の支払義務) から第35条 (線路設置費の支払義務) までの規定その他 この約款の規定により料金表に定める料金又は工事に関する費用の支払いを要するものと されている額は、この料金表に定める額に消費税相当額を加算した額とします。
- (注1) 10 において、この料金表に定める額とされているものは、税抜価格(消費税相当額を加算しない額をいいます。以下同じとします。) によるものとします。
- (注2) この料金表において税込価格(税抜価格に消費税相当額を加算した額をいいます。以下同じとします。)と表示されていない額は、税抜価格とします。
- (注3) この約款の規定により支払いを要することとなった料金又は工事に関する費用については、税込価格に基づき計算した額と異なる場合があります。

(料金等の臨時減免)

- 11 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款の規定にかかわらず、 臨時に、その料金又は工事に関する費用を減免することがあります。
- (注) 当社は、料金等の減免を行ったときは、関係の I P通信網サービス取扱所に掲示する 等の方法により、その旨を周知します。

- 第1表 料金 (附帯サービスの料金を除きます。)
 - 第1 基本利用料
 - 1 適用

基本利用料の適用

(1) I P通信網サー ビスの基本利

用料の適用

I P通信網サービスの基本利用料には、次の料金種別があります。

Den-2. 光 ファミリー・エックスタイプ (E)

Den-2. 光 ファミリー・ギガタイプ (1GB Wi-fi 付) (E)

Den-2. 光 ファミリー・ギガタイプ (E)

Den-2. 光 ファミリー・ハイスピードタイプ (E)

Den-2. 光 ファミリータイプ (E)

Den-2. 光 ミニライト ファミリータイプ(E)

Den-2. 光 マンション・ギガタイプ (1GB Wi-fi 付) (E)

Den-2. 光 マンション・ギガタイプ (E)

Den-2.光 マンション・ハイスピードタイプ(E)

Den-2. 光 マンションタイプ (E)

Den-2.光 ファミリー・エックスタイプ (W)

Den-2. 光 ファミリー・ギガタイプ (₩)

Den-2. 光 ファミリー・ハイスピードタイプ (W)

Den-2. 光 ファミリータイプ (W)

Den-2. 光 ミニライト ファミリータイプ(W)

Den-2. 光 マンション・ギガタイプ(W)

Den-2. 光 マンション・ハイスピードタイプ(W)

Den-2. 光 マンションタイプ(W)

備考

1 当社は、当社が別に定めるところにより、当社又はIP通信網契約者の設置するサーバ装置又は符号蓄積装置に蓄積されている符号が他人の著作権その他の権利を侵害している、公序良俗に反している又は法令に反している等の禁止事項に該当すると判断した場合は、当該符号の伝送を停止し、又は符号を消去していただくことがあります。この場合において、現に蓄積されている符号の伝送を停止し、又は符号を消去する場合は、当社はあらかじめそのことをIP通信網契約者にお知らせします。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

- 2 当社は、備考1の規定により現に蓄積されている符号の伝送を停止し、又は符号を消去したことに伴い発生する損害については、責任を負いません。
- 3 Den-2. 光に係る契約者回線に接続されることとなる自営端末 設備(当社が別に定めるものに限ります。)の数は、合わせて最大 5までとしていただきます。
- (2) 復旧等に伴い収容 I P 通信網サービス取扱所又はその経路を変更した場合の利用料金の適用

当社又は特定FTTH事業者の設置した電気通信設備を修理又は 復旧するときに一時的に収容IP通信網サービス取扱所又はその 経路を変更した場合の利用料金は、2(料金額)の規定にかかわら ず、その契約者回線を変更前の収容IP通信網サービス取扱所又 は経路において修理又は復旧したものとみなして適用します。

(3) 屋内配線利用料 の適用 屋内配線利用料は、次の配線ごとに適用します。

ア 契約者回線等の終端からジャック又はローゼット (ジャック

又はローゼットが設置されていない場合には宅内機器とします。 以下この欄について同じとします。)までの配線

イ 1のジャック又はローゼットから他のジャック又はローゼットまでの配線

ただし、その屋内配線について、電話サービスに係る屋内配線 利用料の適用を受けている場合は、規定にかかわらず、その料金額 は適用しません。

(4)契約者回線の終端が I P通信網サービス区域外となる場合の利用料の加算額の適用

契約者回線の終端がその収容 I P通信網サービス取扱所が所在する I P通信網サービス区域外となる場合(異経路となる場合を除きます。)の利用料の加算額は、契約者回線のうち、その収容 I P通信網サービス取扱所が所在する I P通信網サービス区域(契約者回線がその収容 I P通信網サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合には、その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所の所在する電話加入区域)を超える地点から引込柱(保安器に最も近い距離にある電柱(ケーブル引込みの場合は配線盤)をいいます。以下同じとします。)までの線路(以下「区域外線路」といいます。)について適用します。

(5)契約者回線が異 経路となる場合の利 用料の加算額の適用

契約者回線が異経路となる場合の利用料の加算額は、契約者回線のうち、次の部分について適用します。

ア 契約者回線がその収容 I P通信網サービス取扱所以外の電話 サービス取扱所を経由する場合

その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域(その電話加入区域に収容区域が定められているときは、その最後に経由する電話サービス取扱所が所在する収容区域)を超える地点から引込柱までの線路

イ ア以外の場合

その収容 I P通信網サービス取扱所が所在する I P通信網サービス区域(その収容 I P通信網サービス取扱所に対応する電話加入区域に収容区域が定められているときは、その収容 I P通信網サービス取扱所が所在する収容区域)を超える地点から引込柱までの線路

(6) I P v 6 による 契約者回線間通信等 の取扱い

ア IPv6による契約者回線間通信については、当社が別に定めるものとの間に限り行うことができます。

イ 当社が付与する通信相手先識別符号は、1の契約者回線ごと に1とします。

ウ 当社は、技術上若しくは業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、通信相手先識別符号を変更又は廃止することがあります。

エ 当社が供給するセキュリティファイルは、1の契約者回線ご とに1の端末設備において利用可能なものに限ります。

オ I P通信網契約者は、セキュリティファイルの供給を受ける ために必要な情報を、当社が必要により設置する電気通信設備で あって当社が指定するものにあらかじめ登録していただきます。

カ I P通信網契約者は、オに規定する情報及び通信相手先識別符号の適正な管理に努めていただきます。

キ 当社は、セキュリティファイルの供給によりコンピュータウイルスの検出若しくは駆除及び第三者による不正アクセスの防止等を完全に行うことを保証するものではありません。

ク 当社は、第44条第3項及び第4項(免責)に規定するほか、 IPv6による契約者回線間通信及びセキュリティファイル供給 を提供することに伴い発生する損害(通信相手先識別符号を通信の相手先へ通知する又は通知しないことに伴い発生する損害を含みます。)については、責任を負いません。

(注1) I P通信網契約者は、この欄の規定等により通知を受けた通信相手先識別符号等の利用に当たっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重してください。

(注2) 本機能の提供は、西日本電信電話株式会社からの転用・事業者変更契約者のうち、当社が別に定める者に限ります。また、本機能のうち一部については、西日本電信電話株式会社より直接提供される場合があります。

(7) I P通信網サービスの保守の態様

区 分	内 容			
タイプ 1	午前9時から午後5時までの時間帯以外の			
	時刻に、その IP 通信網契約に係る修理又は			
	復旧の請求を受け付けたときに、午前9時			
	から午後5時までの時間帯(その受け付け			
	た時刻以外の直近のものとします。) におい			
	てその修理又は復旧を行うもの			
タイプ 2	タイプ1以外のもの			

備考

- 1 I P通信網契約者は、その I P通信網契約について同一月において複数回の保守の態様の変更(その態様の変更と同時に品目変更又は無線 L A N 対応型ルータ機能付回線接続装置(基本装置に限ります。)の設置若しくは廃止を行う場合を除きます。)の請求を行うことはできません。
- 2 タイプ2の利用は、第1表料金第4手続きに関する料金2料金額に規定する手数料がかかります。

(8) TG光ミニライトファミリー(E)(W) に係る情報量に応じた加算料の適用

- ア TG光ミニライトファミリー(E)(W)に係る利用料については、その契約者回線において利用があった情報量に応じて、第1表-料金-第1基本利用料-2月額利用料金-(2)情報量に応じた加算料の規定する情報量に応じた加算料を適用します。
- イ 情報量に応じた加算料は、月間累計情報量に応じて、第1表 -料金-第1基本利用料-2月額利用料金-(2)情報量に応じた加 算料の規定により算定します。
- ウ 情報量の測定及び月間累計情報量の算定は次のとおりとします。
- (ア) 課金対象符号の情報量は、特定FTTH事業者の機器により測定します。
- (イ) 当社は、課金対象符号が通信の相手先又は I P通信網契約者に到達しなかった場合であっても、情報量の測定に含みます。
- (ウ) 当社は、提供の形態がTG光ミニライトファミリー(E)
- (W) から品目等の変更があった場合であって、同一料金月内において再び提供の形態がTG光ミニライトファミリー(E)
- (W) (品目等の変更前のものに限ります。) への品目等の変更があったときは、品目等の変更前と変更後の提供の形態がTG光ミニライトファミリー(E)(W)に係る課金対象符号の情報量を

合算して情報量に応じた加算料を算定します。 ただし、品目等の変更があった場合であって、契約者回線等番 号の変更があったときは、この限りでありません。 特定FTTH事業者の機器の故障等により正しく算定することが (9) 特定FTTH事 業者の機器の故障等 できなかった場合の情報量に応じた加算料は、次のとおりとしま により正しく算定す す。 ることができなかっ ア 過去1年間の実績を把握することができる場合機器の故障等 た場合の加算料の取 により正しく算定することができなかった日の初日(初日が確定 扱い できないときにあっては、種々の事情を総合的に判断して機器の 故障等があったと認められる日)の属する料金月の前12料金月の 各料金月における1日平均の情報量に応じた加算料が最低となる 値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 イ ア以外の場合 把握可能な実績に基づいて当社が別に定める 方法により算出した1日平均の情報量に応じた加算料が最低とな る値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額 (注) 本欄イに規定する当社が別に定める方法は、原則とし て次のとおりとします。 過去2か月以上の実績を把握することができる場合機器の故障 等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握で

きる各料金月における1日平均の情報量に応じた加算料が最低と なる値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

過去2か月以上の実績を把握することができない場合機器の故 障等により正しく算定することができなかった日前の実績が把握 できる期間における1日平均の情報量に応じた加算料又は故障等 の回復後の7日間における1日平均の情報量に応じた加算料のう ち低い方の値に、算定できなかった期間の日数を乗じて得た額

2 月額利用料金

(1) 基本料金

サービス品目	料金額(税別)
Den-2. 光 ファミリー・エックスタイプ (E)	6,300円
Den-2. 光 ファミリー・ギガタイプ (1GB Wi-fi 付) (E)	5,500円
Den-2. 光 ファミリー・ギガタイプ (E)	5,200円
Den-2. 光 ファミリー・ハイスピードタイプ (E)	5,000円
Den-2. 光 ファミリータイプ (E)	5,000円
Den-2. 光 ミニライト ファミリータイプ(E)	3,800円
Den-2. 光 マンション・ギガタイプ (1GB Wi-fi付) (E)	4,500円
Den-2. 光 マンション・ギガタイプ (E)	4,200 円
Den-2. 光 マンション・ハイスピードタイプ (E)	4,000円
Den-2. 光 マンションタイプ (E)	4,000 円
Den-2. 光 ファミリー・エックスタイプ (W)	6,300 円
Den-2. 光 ファミリー・ギガタイプ (W)	5,200円
Den-2. 光 ファミリー・ハイスピードタイプ (W)	5,000円
Den-2. 光 ファミリータイプ (W)	5,000円
Den-2. 光 ミニライト ファミリータイプ(W)	3,800円
Den-2. 光 マンション・ギガタイプ(W)	4,200 円
Den-2. 光 マンション・ハイスピードタイプ(W)	4,000円

Den-2. 光 マンションタイプ(W)

4,000 円

(2)情報量に応じた加算料

ア Den-2. 光ミニライトファミリータイプ (E) (W) に係るもの

区分	単位	料金額(税抜)
月間累計情報量が3,000メ	_	_
ガバイト以下の場合		
月間累計情報量が3,000メ	月間累計情報量が3,000メ	0.4 🖽
ガバイトを超え 10,000 メ	ガバイトを超える 100 メガ	24 円
ガバイト以下の場合	バイトまでごとに	(月間累計情報量が
		9,900 メガバイトを超
		え 10,000 メガバイト
		までの100メガバイト
		は、 44 円)
月間累計情報量が 10,000	1 契約者回線ごとに月	1 7 00 III
メガバイトを超える場合	額	1,700 円

備考 当社は、1,048,576 バイトを1メガバイトとして情報量に応じた 加算料を算定します。

3 契約者回線が異経路となる場合の加算額

	料	金	種	別	料	金	額(税別)
異経路の線路						別	川に算定する実費

備考 別に算定する実費の算定方法については、特定FTTH事業者等が指定するIP通信網サービス取扱所において閲覧に供します。

4 タイプ2のものに係る加算料

1 契約者回線ごとに月額

区 分	料金額(税別)
Den-2. 光ファミリータイプに係るもの	3,000円
Den-2. 光マンションタイプに係るもの	2,000円

第2 端末設備利用料

区 分				額	(税別)
(Eのみ)無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置	基本装置				300 円
装置(ホームゲートウェイ)	増設装置				300 円
(Wのみ)ルータ機能付回線接続装置(ホー	-ムゲートウェイ)				450 円
(Wのみ)無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(無線LAN対応型ホームゲートウェイ)	基本装置				550 円
(Wのみ) 無線LAN対応型ルータ機能付	増設装置				100 円

回線接続装置(無線LAN対応型ホームゲートウェイ)	
エックスタイプ対応ルーター	500 円

備考

- 1 無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置を用いた通信については、当社が別に 定める伝送速度までの符号伝送が可能なものとなります。
- 2 当社は、無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置については、基本装置を利用するIP通信網契約者に限り増設装置又は付加装置(当社が別に定める数までとします。)を提供します。
- 3 無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置を用いた通信については、その一部区間において無線方式(当社が別に定めるものとします。)により符号伝送を行うものであり、当社が別に定める範囲において利用することができます。
- 4 当社は、無線 LAN対応型ルータ機能付回線接続装置については、Den-2.光(E)であって、IP通信網契約者に限り提供することとし、1の契約者回線につき1の無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置の基本装置を提供します。
- 5 ルータ機能付回線接続装置(ホームゲートウェイ)、無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(無線LAN対応型ホームゲートウェイ)基本装置及び無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置(無線LAN対応型ホームゲートウェイ)増設装置の提供は、IP通信網サービスが特定FTTH事業者等のうち西日本電信電話株式会社のサービス卸(サービス卸を利用した再卸を含みます。)を利用して提供される場合に限ります。

第3 (W) に関する付加機能利用料

	分 区	単 位	月額料金額 (税別)
Oben-2. 光・v (Den-2. 光・v 手先拡張機能	Den-2. 光の契約者回線について、この機能を利用する他の契約者回線又は当社が別に定める相互接続点に係る通信の相手先との間における I P v 6 による通信を可能とする機能	1 契約者回線ご とに	0円

	備	1 当社は、1の契約者回線ごとに	1 の通信相手先識別	符号 (通信相手先識別			
	考	符号追加機能により追加されるもの	を除きます。)を付与して提供致します。				
	77	2 この機能を利用した通信の相手	先となる相互接続	点は1の協定事業者に			
		係るものに限るものとし、IP通信	網契約者はその協力	定事業者をあらかじめ			
		指定していただきます。					
		3 <mark>Den-2. 光</mark> ファミリー・ハイスピ	ードタイプ (W) 又	はマンション・ハイス			
		ピードタイプ (W) のものに係るこ	の機能を利用した通	信については、契約者			
		回線等との間における通信であって	、収容IP通信網	サービス取扱所から契			
		約者回線の終端への伝送方向に係る	伝送速度は、最大概	死ね1Gbit/s までとな			
		ります。					
		4 当社は、技術上若しくは業務の	遂行上やむを得ない	理由があるときは、通			
		信相手先識別符号を変更又は廃止す	ることがあります。	この場合、当社は、あ			
	•						
	な管理に努めていただ						
		きます。					
		6 本付加機能の提供は、IP通信	網サービスが特定	FTTH事業者等のう			
		ち西日本電信電話株式会社のサービス卸(サービス卸を利用した					
	ます。)を利用して提供される場合に限ります。						
		7 2021年5月16日以前より提供	している契約者回線 (本機能を利用してい				
		ないものに限ります。) については、	、移転の請求又は品目又は細目の変更の申				
		込があり、当社がその請求を承諾した	た場合に限り、本機	能の提供の請求があっ			
		たものとみなして取り扱います。					
通	ΙPν	6 通信相手先拡張機能を提供されて	追加する1の通	100 円			
信 相	いる <mark>De</mark>	en-2. 光 の契約者回線について、通信	信相手先の識別				
手	相手先	識別符号を1を超えて取得すること	符号ごとに				
治識	を可能	とする機能					
通信相手先識別符号追加機							
号		1 追加することが可能な通信相手	 先識別符号の数は、	 最大9までとしま			
加		す。					
機能	考	2 本付加機能の提供は、I P通信	網サービスが特定F	TTH事業者等のう			
HE		ち西日本電信電話株式会社のサービ					
	1		· · ·	/			

第4 手続きに関する料金

1 適用

手	続き	に関する	料 金 の 適 用
(1) 手続きに関する	手統	売きに関する料金は	、次のとおりとします。
料金の種別		料金種別	内 容
	7	ア契約手数料	IP通信網サービスの申込をし、その承
		(転用・事業者	諾を受けたときに支払いを要する料金
	3	変更契約手数料を	
	Ĩ	含む)	
	-	イ 名義変更手数	IP通信網サービスに係る名義変更(相
	¥	\$	続等に伴うものを除きます。) があった
			ときに支払いを要する料金

ます。) を利用して提供される場合に限ります。

		ウ 移転手数料手	第 16 条(契約者回線の移転)の規定に
		数料	より移転があったときに支払を要する
			料金
		工 事業者変更承	事業者変更承諾番号発行を請求し、発行
		諾番号発行手数料	した事業者変更承諾番号により事業者
			変更手続きが完了した場合に要する費
			用
(2)手続きに関する	当社	±は本規定にかかわら	ず、手続きの態様等を勘案して別に定め
料金の減免	ると	ころにより、その料	金額を減免することがあります。

2 料金額

区分	単 位	料 金 額 (税別)
(1) 契約手数料	1 契約者回線/回	3,000円
	じとし	
(2) 名義変更手数料	1 契約者回線/回	2,000円
	じとし	
(3) 移転手数料	1 契約者回線/回	2,000円
	ごとに	
(4) 事業者変更承諾番号発行手	1 契約者回線/回	3,000円
数料	ごとに	

第2表 工事費

1 適用

	工事費の適用			
(1) 工事費の算定	工事費は、基本工事と施工した工事に係る交換機等工事費、回線終			
	端装置工事費、屋内配線工事費、機器工事費及び時刻指定工事費を			
	合計して算定します。			
(2) 基本工事費の	ア 基本工事費について、契約者回線等変更工事、回線調整(保安			
適用	器の変更(契約者回線等の終端に設置される保安器を変更すること			
	をいいます。以下同じとします。)に係るものに限ります。)、回線終			
	端装置工事、配線工事及び機器工事に関する工事費の額の合計額が			
	29,000円(税別)までの場合は基本額のみを適用し、29,000円(税			
	別)を超える場合は 29,000円 (税別) までごとに加算額を計算し、			
	基本額にその額を加算して適用します。			
	イ 基本工事費について、回線調整を行う場合(保安器の変更のみ			
	を行う場合を除きます。)は基本額に回線調整に関する加算額を加			
	算して適用します。			
	ウ 1の者からの申込み又は請求により同時に2以上の工事を施			
	工する場合は、それらの工事を1の工事とみなして、基本工事費(回			
	線調整に関する加算額を除きます。)を適用します。			
(3)交換機等工事	交換機工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費は、次の場合に			
費、回線終端装置工	適用します。			
事費及び機器工事費	区 分 交換機等工事費等の適用			
の適用	ア 交換機等工 取扱所交換設備又は主配線盤等において			
	事費 工事を要する場合に適用します。			
	イ 回線終端装 回線終端装置の工事を要する場合に適用			
	置工事費します。			

	,	
	ウ 機器工事費	当社が提供する宅内機器の工事を要する
		場合に適用します。
(4) 移転の場合の	移転の場合の工事費は、	、移転先の取付けに関する工事について適用
工事費	します。	
(5) 別棟配線等の		を行った場合の屋内配線工事費の額につい
場合の屋内		規定にかかわらず、別に算定する実費としま
配線工事費の	す。	
適用		
(6) 割増工事費の	ア 当社はIP通信網	契約者からその契約者回線の設置若しくは
適用	移転又は品目の変更に関	関する工事(交換機工事に関する基本工事費
	のみ適用となる場合を	除きます。)を土曜日、日曜日及び祝日(国民
		昭和 23 年法律第 178 号) の規定により休日
		2日、1月3日及び12月29日から12月31
		•
		。)に行ってほしい旨の申出があった場合で
		社が承諾した場合、その工事に関する工事費
	の合計額に、1の工事ご	ごとに税抜額3,000円を加算して適用します。
	イ 次表に規定する時	間帯での施工を指定する申込み又は請求が
	あった場合の工事費の額	額(2(料金額)に規定する加算額を除きま
	す。) は、2 (料金額) の	の規定にかかわらず、次表に規定する額を適
	用します。	
	工事を施工する時	時間帯 割増工事費の額
	(ア)午後5時から午	
	まで(1月1日から	
	まで及び12月2	
	12月31日まで	の日にあ 1,000 円を加算した額
	っては、午前8時3	0分から
	午後10時までとし	します。)
	(イ) 午後10時から	○翌日の午 その工事に関する工事費の合
	前8時30分まで	計額から 1,000 円を差し引い
		て 1.6 倍を乗じた額に税抜額
		1,000 円を加算した額
(7) 時刻指定工事	L ア I P 通信網契約者	から時刻指定工事費を支払うことを条件に
費の適用		が指定する時刻(当社が別に定める時刻に限
		対」といいます。) に工事 (交換機工事のみ
	の場合を除きます。) を	と行ってほしい旨の申出があった場合であっ
	て、当社が指定時刻にそ	その工事を行う場所に到着したとき(その申
	し出をしたIP通信網	契約者の責により当社が指定時刻にその工
	事を行う場所に到着でき	きなかった場合を含みます。) は、1の指定す
	る時刻ごとに次表に規定	定する額を適用します。ただし、当社の責に
		の工事が完了しなかった場合は、この限りで
	ありません。	
	<u> </u>	구 국 라 ^ 씨도 / (사 미리)
	指定時刻	工事費の額(税別)
	午前9時から午後4時	
	午後5時から午後9時	持まで 18,000円
	午後10時から翌日の	の午前8 28,000円
	時まで	
		により同時に2以上の工事を施工する場合
	エッパール・りップ明本	ing / piniに 4 炒上ツ上ずで肥上りる物口

- は、それらの工事を1の工事とみなして、時刻指定工事費を適用 します。
- ウ 当社は、当社が指定時刻に到着しなかったことに伴い発生する 損害については、責任を負いません。

(8) -1 分割し た工事費の適用

- ア 当社は、IP通信網契約者から請求があった場合は、その契約者回線の設置に関する合計額(基本工事費(2(料金額)に規定する基本額に限ります。)、交換機工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費を合計した額に消費税を加算した額とします。以下「分割対象費用」といいます。)について、当社が定めるところにより、分割して請求する取扱いを適用します。ただし、2(料金額)に規定する交換機工事のみの請求があった場合は、この限りではありません。
- イ 当社は、次の場合には、分割支払いを承諾しないことがあります。
 - (ア) 分割支払いの請求をした者が工事費の支払いを現に怠り、 又は怠るおそれがあるとき。
 - (イ) 分割支払いの請求をした者がその I P通信網サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
 - (ウ) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
 - (エ) その他当社が不適当と判断したとき。
- ウ 分割支払いに係る I P通信網契約者は、次のいずれかに該当するときは、当然に分割支払いに関する債務について、期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとし、その契約者回線の設置に係る工事に関する費用と既に当社に支払われた分割支払金の合計額の差額を当社が定める期日までに支払っていただきます。
 - (ア) 分割支払いに係る契約者回線について、その I P通信網契約の解除があったとき。
 - (イ) I P通信網契約者が次のいずれかに該当する場合。
 - ① 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は 一般の支払いを停止したとき。
 - ② 差押、仮差押、保差押、仮処分の申し立て又は滞納処分を受けたとき。
 - ③ 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の破産処理手続きの申立てを受けたとき又は自らこれらの申し立てをしたとき。
- (8) 2 分割し 大事費 の適信 (3) で (4) で (4) で (5) で (8) で (8) で (8) で (4) で (5) で (6) で (7) で (7) で (8) で (7) で (8) で (7) で (8) で (8
- ア 当社は、I P通信網契約者から請求があった場合は、I P通信網サービスの品目若しくは細目等の変更若しくは移転又はその I P通信網契約者から工事費の分割支払いの適用の廃止の請求 がある料金月までの間、その契約者回線の設置に係る工事に関する費用((6)に規定する割増工事費の適用を受ける場合は、その 適用を受ける前の工事費とします。以下「分割対象費用」といいます。)を 31 回に分割した次表に定める費用(以下「分割支払金」といいます。)を、その I P通信網サービスの提供を開始した日を 含む料金月以降であって当社が指定した料金月から起算して、その料金月から最長 31 回目の料金月まで適用(以下「分割支払い」といいます。)します。品目若しくは細目等の変更若しくは移転又 はその I P通信網契約者から工事費の分割支払いの適用の廃止

2021 年 5 月 16 日 以前の工事分)

の請求があった場合は、分割対象費用から既に当社に支払われた その契約者回線に係る分割支払金の合計額を控除した費用を一 括して当社が定める期日までに支払っていただきます。

ただし、その契約者回線の設置に係る基本工事費及び交換機等工事費の合計額が 2,000 円 (税別) である場合及び当社が別に定める場合はこの限りでありません。

なお、分割対象費用は、基本工事費、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び配線設備多重装置の設置に係る機器工事費に限ります。

区分	分割支払金		
	初回	2 回目∼31 回目	
(ア) Den-2.光フ	1,000円(税別)	分割対象費用から	
ァミリー又は Den-		左欄に規定する額	
2. 光マンションタ		を控除した費用に	
イプ、Den-2. 光マ		ついて、30 回に分	
ンション・ハイス		割した費用	
<mark>ピードタイプ</mark> (配			
線設備多重装置を			
用いないものに限			
ります。) 若しくは			
Den-2. 光マンショ			
ン・ギガタイプの			
場合			
(イ) (ア)以外の	1,500円(税別)		
場合			

備考 (ア)欄の Den-2.光ファミリータイプ又は Den-2.光マンションタイプのものについては、回線終端装置の工事を要する場合のうち屋内配線設備の部分の工事を要しない場合に限ります。

- イ 前項の規定にかかわらず、次の場合には、分割支払いを承諾しないことがあります。
- (ア) 分割支払いの請求をした者が分割支払金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (イ) 分割支払いの請求をした者がその I P通信網サービスの料金 その他の債務(この約款の規定により、支払いを要することとなった I P通信網サービスの料金、工事に関する費用又は割増金 等の料金以外の債務をいいます。)の支払いを現に怠り、又は怠 るおそれがあるとき。
- (ウ) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
- (エ) その他当社が不適当と判断したとき。
- ウ 分割支払いに係る I P通信網契約者は、次のいずれかに該当するときは、当然に分割支払いに関する債務について、期限の利益を失い、直ちに債務を履行するものとし、分割対象費用から既に当社に支払われたその契約者回線に係る分割支払金の合計額を控除した費用を一括して当社が定める期日までに支払っていただきま

- (ア) 分割支払いに係る契約者回線について、その I P通信網契約 の解除があったとき。
- (イ) 次のいずれかに該当する場合であって、I P通信網契約者が 分割支払金の支払いを怠るおそれがあると当社が認めたとき。
 - ① 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般 の支払いを停止したとき。
 - ② 差押、仮差押、保差押、仮処分の申し立て又は滞納処分を受けたとき。
 - ③ 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の破産 処理手続きの申立てを受けたとき又は自らこれらの申し立 てをしたとき。

2 料金額

区 分		単 位	工事費の額 (税別)	
(ア) (イ)以外の場合			1の工事ごとに	
			基本額	4,500 円
İ			加算額	3,500 円
(イ)交換	機工事のみの	の場合	1の工事ごとに	1,000円
交換機工事	の場合		1契約者回線ごと	1,000円
İ			K	
İ				
屋内配線	マンショ	移転等	1配線ごとに	1,000円
設備の部	ンタイプ	上記以	1配線ごとに	7,400 円
分	に係るも	外のも		
	0)	の		
	上記以外	移転等	1配線ごとに	2,500 円
	のもの	上記以	1配線ごとに	10,400 円
		外のも		
		の		
回線終端装置の部分		移転等	1装置ごとに	1,000円
İ		上記以	1装置ごとに	2,100 円
İ		外のも		
<u> </u>		の		
(ア) 回]線終端装置	であって	別に算定する実費	
(イ) 以外のもの				
(イ) 配線設備多重 移		移転等	1の工事ごとに	1,000円
装置		上記以	1の工事ごとに	7,400 円
1		外のも		
ı		の		
	(ア) (イ) (イ) 交換 交換 長力 屋内 日の (ア) (イ) (ア) (イ) (ア) (イ) (下) (イ) (ア) (イ) <td>(ア) (イ)以外の記 (イ)交換機工事のみの交換機工事の場合 屋内配線 設備の部分 マンションタイプに係るものと記以外のもの 上記以外のもの (イ)以外のもの (イ)以外のもの (イ)配線設備多重装置</td> <td>(ア) (イ) 以外の場合 (イ) 交換機工事のみの場合 交換機工事の場合 屋内配線 2000 円</td> <td>(ア) (イ) 以外の場合 1の工事ごとに 基本額 加算額 (イ) 交換機工事の場合 移転等 1の工事ごとに といる おいます 1 配線ごとに といる かいます 1 配線ごとに かいます 1 配線ごとに かいます 1 配線ごとに かいます 1 配線ごとに かいます 1 を記以 かいます 1 を記以 かいます 1 装置ごとに 上記以 かいます 1 装置ごとに かいます 1 表置ごとに かいます 1 表置ごとに かいます 1 を記します 1 表置ごとに かいます 1 を記します 1 の工事ごとに 上記以 かいます 1 の工事ごとに かいます 1 の工事ごとに かいます 1 の工事ごとに 上記以 かいます 1 の工事ごとに かいます 1 の工事ごとに かいます 1 の工事ごとに かいます 1 の工事ごとに ります 1 の工事ごとに かいます 1 の工事ごとに ります 1 の工事</td>	(ア) (イ)以外の記 (イ)交換機工事のみの交換機工事の場合 屋内配線 設備の部分 マンションタイプに係るものと記以外のもの 上記以外のもの (イ)以外のもの (イ)以外のもの (イ)配線設備多重装置	(ア) (イ) 以外の場合 (イ) 交換機工事のみの場合 交換機工事の場合 屋内配線 2000 円	(ア) (イ) 以外の場合 1の工事ごとに 基本額 加算額 (イ) 交換機工事の場合 移転等 1の工事ごとに といる おいます 1 配線ごとに といる かいます 1 配線ごとに かいます 1 配線ごとに かいます 1 配線ごとに かいます 1 配線ごとに かいます 1 を記以 かいます 1 を記以 かいます 1 装置ごとに 上記以 かいます 1 装置ごとに かいます 1 表置ごとに かいます 1 表置ごとに かいます 1 を記します 1 表置ごとに かいます 1 を記します 1 の工事ごとに 上記以 かいます 1 の工事ごとに かいます 1 の工事ごとに かいます 1 の工事ごとに 上記以 かいます 1 の工事ごとに かいます 1 の工事ごとに かいます 1 の工事ごとに かいます 1 の工事ごとに ります 1 の工事ごとに かいます 1 の工事ごとに ります 1 の工事

備考 回線終端装置の配線の交換のみにより施工される回線終端装置の工事(当社が別に 定める場合に限ります。)の場合は、その交換に要した費用を I P 通信網契約者に支払って いただきます。

3 工事の着手等に関する工事

区分	工事費の適用	単位	工事費の額
			(税別)

ア 配線 経路の調 査に係る	契約者回線の終端のある構内 (これに準ずる区域内を含みま		基本額 (1の工事ごとに)	13,000円
€0	す。)又は建物内において、配線 経路の調査を行う場合に適用し ます。		配線経路における 通線の確認に関す る加算額 (1の工事ごとに)	3,000円
イ 工事 の結果の 報告に係 るもの	甲が指定する者へ工事の結果の 報告を行う場合に適用します。		基本額(1の契約者 回線の終端の場所 等(1の契約者回線 の終端の場所等に おける契約者回線 の数は3までと ます。)ごとに)	6,000円
			加算額(1の契約者 回線の終端の場所 等における契約者 回線の数が3を超 える1契約者回線 ごとに)	1,800円
ウ 工事 の施工日 の調整及 び管理に 係るもの	2 を契線のは東超約の場所の場所の場所の施	(ア) (イ)以外 の場合	基本額(1の契約者 回線の終端の場所 等(1の契約者回線 の終端の場所等に おける契約者で の数は3までと ます。)ごとに)	6,000円
	エエエ整理場にある。		加算額(1の契約者 回線の終端の場所 等における契約者 回線の数が3を超 える1契約者回線 ごとに)	1,800円
	用します。	(イ)工事の施工 日の変更を行う場 合	1 契約者回線ごとに	700円

第3表 請求書等の発行に関する料金

1 適用

1 100/11			
請求書等の発行に関する料金の適用			
(1)請求書等の発行	ア 請求書等の発行に関する料金は発行手数料として算定します。		
に関する料金の種別	イ多	発行手数料は I P通信網	関サービスの料金その他の債務の支払い
	にま	おいて支払いを要するも	のとし、次の場合に適用します。
		区 分	発行手数料等の適用
		(ア) 発行手数料	請求書又は口座振替通知書の発行を
			要する場合に適用します。
	ウ 次の場合については、規定にかかわらず、請求書等の発行に関		
	する料金は適用しません。		
	(ア) 請求事業者が当社から譲渡した債権を請求する場合		
	(イ) 当社が別に定める場合又は当社がやむを得ないと認める理		
		由により請求書の発行を行う場合	

2 料金額

区 分	単 位	料金額(税別)
発行手数料	1の請求書又は口座振替通知書の発行ごと	100 円

第4表 線路設置費

1 適用

区分	内容
(1)線路設置費の差額負担	ア 現に利用している当社の電気通信サービスに係る契約を解除すると同時に、新たに契約を締結してその場所で I P通信網サービスの提供を受ける場合の線路設置費の額は次のとおりとします。 ただし、区域外線路の新設の工事を要するときは、この差額負担の規定は適用しません。 線路設置費の額 新たに提供を受ける I P通信網 信サービスに係る契約を新たに 締結したものと みなした場合の 線路設置費の額 イ アの規定は、契約者回線が異経路となる場合には適用しません。
(2) 移転前の区域外 線路の一部を使用す る場合の線路設置費 の適用	移転後の契約者回線の終端がIP通信網サービス区域外となる場合 (契約者回線が異経路となる場合を除きます。)であって、移転前の 区域外線路の一部を使用するときは、その部分を除いた区域外線路 に限り線路設置費を適用します。
(3) 契約者回線が異経路となる場合の線路設置費の額の適用	契約者回線が異経路となる場合の線路設置費は、契約者回線のうち、次の部分について適用します。 ア 契約者回線がその収容 I P通信網サービス取扱所以外の電話サービス取扱所を経由する場合 (ア) その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域(その電話加入区域に収容区域が定められているときは、その最後に経由する電話サービス取扱所が所在する収容区域とします。以下この欄において同じとします。)内において新設した線路(イ) その契約者回線が最後に経由する電話サービス取扱所が所在する電話加入区域を超える地点から引込柱までの線路 イ ア以外の場合 (ア) その収容 I P通信網サービス取扱所が所在する I P通信網サービス区域(その I P通信網サービス区域に対応する電話加入区域に収容区域が設定されているときはその収容 I P通信網サービス取扱所が所在する収容区域とします。以下この欄において同じとします。)内において新設した線路

(イ) その収容 I P通信網サービス取扱所から所在する I P通信網サービス区域を超える地点から引込柱までの線路

2 線路設置費の額

1契約者回線ごとに

区 分	線路設置費の額
Den-2. 光に係るもの	別に算定する実費

備考 別に算定する実費の算定方法については、当社が指定する I P通信網サービス取扱 所において閲覧に供します。

改訂履歴

年月	改訂箇所	主な改訂内容
平成○○年○月○日	_	原案作成
平成 28 年 9 月 13 日	料金表第 1 表第 1- 1(7)	IP 通信網サービスの保守の態様を追加
	料金表第 1 表第 1-4	タイプ 2 のものに係る加算料を追加
平成 28 年 12 月 1 日	料金表 通則 2-(6)(注)	1 行目 ギガタイプに限定する文言を削除
		し、「 <mark>Den-2. 光</mark> (E)に係る」と修正
	料金表第1表第2	・表中に(E)(W)の区分追加、基本装置と
		増設装置の区分追加等
		・備考4 1 行目 ギガタイプに限定する
		文言を削除し、「 <mark>Den-2. 光</mark> (E)であっ て」と修正
平成 29 年 7 月 1 日	第4章第21条3	「前2項に規定するほか、~そのIP通 信網契約を解除することがあります。ま
		た、」までの 4 行を追加
平成 30 年 11 月 15 日	料金表第2表	・表中(8)-2 (8) - 2 分割した工事
		費の適用(当該IP通信網サービスが、特
		定FTTH事業者のうち西日本電信電話
		株式会社のサービス卸を利用して提供さ
		れる場合)
		ア表初回金額の訂正
令和元年 7 月 1 日	第44条 3・4項及	事業者変更におけるセキュリティファイ
	び第1表 第1の1の	ルの取り扱い追記

	(6)	
	第48条	IP通信網契約者等の氏名の通知等先に
		事業者変更先事業者追記
	第1表 第2	(Eのみ) 無線LAN対応型ルータ機能
		付回線接続装置装置(ホームゲートウェ
		イ) 増設装置 訂正
	第1表第4 手続きに	契約手数料に事業者変更追加及び事業者
	関する料金(1)及び	変更承諾番号発行手数料追加
	(2)	
	-	各種料金記載部分の税別への記載統一
令和元年 10 月 1 日		
令和元年 12 月 1 日		ミニライトプラン追加
	第 30 条-2 の追加、	
	第 43 条	
	第1表第1基本料金	
令和 2 年 4 月 1 日	第1表第1基本料金	ファミリー・エックスタイプ追加
		エックスタイプ対応ルーター追加
令和3年4月1日	第1表第3 (W)に	V6 オプション提供条件の変更
	関する付加機能利用料	
	第2表1適用(8)-	分割した工事費の提供条件変更
	1 • (8) -2	
	第2表3工事の着手等	追加
	に関する工事	